

山鹿市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月10日

山鹿市長 早田順一

## 山鹿市規則第21号

### 山鹿市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

山鹿市情報公開条例施行規則（平成17年山鹿市規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1磁気テープ（録音テープ及び録画テープを除く。以下同じ。）の項中「紙」を「用紙」に改め、「写し」の次に「又は複製物」を加え、同表磁気ディスク、光ディスクその他の電磁的媒体の項中「紙」を「用紙」に改め、「出力したもの」の次に「又は専用機器により出力したもの」を、「写し」の次に「又は複製物」を加える。

別表第2を次のように改める。

#### 別表第2（第7条、第12条関係）

区分		金額		
写しの作成に 要する費用	乾式複写機により写しを 作成する場合	A3サイズまでの大きさの用紙	白黒 カラー	1枚 10円 1枚 50円
		A3サイズを超える大きさの用紙		実費相当額
		スキヤナにより読み取つて電磁的記録による写しを作成する場合	A3サイズまでの大きさの用紙 A3サイズを超える大きさの用紙	1ページ 10円 実費相当額
電磁的記録を複製する場合 (汎用性の高い閲覧用のものに変換して電磁的記録による写しを作成する場合を含む。)	ページ数がある電磁的記録	ページ数がある電磁的記録	1ページ	10円
		ページ数がない電磁的記録	1ファイル	210円
契約により写しの作成を 委託する場合	当該委託契約により定める額			
	当該作成に要する費用の額			
写しの郵送に要する費用	当該郵送料に相当する額			
電磁的記録による写しの電子情報処理	無料。ただし、受信に要する費用は、開示請求			

組織（山鹿市情報通信技術を活用した者）の負担とする。 行政の推進等に関する条例（平成17年山鹿市条例第228号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法による送信に要する費用
---

備考

1 用紙の両面に印刷された写しを作成する場合については、片面を1枚としてその額を算定する。

2 この表に定める費用を納付書により納付する場合においては、当該費用の額に納付書による納付に要する費用の額を加算するものとする。

様式第1号中「□閲覧・□視聴」を「□原本・□複写」に、「□郵送希望」を「□郵送希望・□電子メール希望（送付先メールアドレス：）」に改める。

様式第2号中

「

開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> □閲覧（□原本・□複写） <input type="checkbox"/> □視聴 <input type="checkbox"/> □写しの交付（□郵送）
-------	--

」

を

「

開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧（□原本・□複写） <input type="checkbox"/> □写しの交付（□郵送・□電子メール（送付先メールアドレス：））
-------	--

」

に改める。

様式第3号中「3か月」を「3月」に、

「

開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 { <input type="checkbox"/> 閲覧（□原本・□複写）} <input type="checkbox"/> □視聴 <input type="checkbox"/> □写しの交付
-------	--

」

を

「

開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧（□原本・□複写） <input type="checkbox"/> □写しの交付（□郵送・□電子メール（送付先メールアドレス：））
-------	--

」

に改める。

様式第4号中「3か月」を「3月」に改める。

様式第7号中「3か月」を「3月」に改める。

様式第9号中「第 号」を削る。

様式第11号中「第 号」を削り、「□閲覧 □写しの交付（□郵送希望）」を「□閲覧（□原本・□複写）□写しの交付（□郵送希望・□電子メール希望（送付先メールアドレス： ））」に改める。

様式第12号中

「（現金又は郵便為替で納入してください。）

3 写しの郵送に要する費用 円 を  
(費用分の切手を送付してください。)

「3 写しの郵送に要する費用 円  
(2及び3は、現金又は郵便為替で納入してください。)」に改める。

様式第13号中「第 号」を削り、「 様」を「(宛先)実施機関」に、

「

公開の方法	□閲覧 □写しの交付
-------	------------

」

を

「

公開の方法	□閲覧（□原本・□複写）□写しの交付（□郵送希望・□電子メール希望（送付先メールアドレス： ））
-------	--

」

に改める。

様式第14号及び様式第15号中

「

開示の方法	□閲覧（□原本・□複写）□写しの交付
-------	--------------------

」

を

「

開示の方法	□閲覧（□原本・□複写）□写しの交付（□郵送・□電子メール（送付先メールアドレス： ））
-------	--

」

に改める。

様式第18号中「第 号」を削り、「 様」を「(宛先)実施機関」に改める。

## 附 則

この規則は、令和7年5月1日から施行する。